

本商品は新規のお取扱いを終了しております

投資信託セットプラン定期預金「とみしん 資産形成おうえん定期」

2024年7月1日現在

商 品 名	投資信託セットプラン定期預金「とみしん 資産形成おうえん定期」 スーパー定期、スーパー定期300、大口定期
販売対象	・個人の方 ・本定期預金の預け入れと同時に投資信託を合わせて100万円以上、且つ、投資信託を受渡金額で本定期預金の同額以上お申し込みの個人（個人事業主を含みます）の方。 ※ノーロード型投資信託は対象外とします。
販売期間	2024年7月1日(月)～2025年1月31日(金)
預 入	
(1)預入方法	・一括預入
(2)預入金額	・スーパー定期・・・50万円以上300万円未満 ・スーパー定期300・・・300万円以上1,000万円未満 ・大口定期・・・1,000万円以上 ※同時にお申込みいただいた投資信託の額（受渡金額：販売手数料、消費税を含みます。）が上限となります。
(3)預入単位	・1円単位
期 間	・6ヶ月 ・スーパー定期及びスーパー定期300については自動継続（元金継続または元利金継続）となります。 ・大口定期については自動継続とせず満期日以後に一括してお支払いします。
種 類	・証書式とし、お預け入れ金額50万円以上300万円未満の場合はスーパー定期、300万円以上1,000万円未満の場合はスーパー定期300、1,000万円以上の場合は大口定期の商品基準にて取り扱います。
払戻方法	・満期日以後に一括してお支払いします。
利 息	
(1)適用金利	・固定金利 ・スーパー定期・・・年1.00% ・スーパー定期300・・・年1.00% ・大口定期・・・年1.10% ※但し、自動継続後の利率は、継続日における店頭表示金利となります。
(2)利払方法	・満期日以後に一括してお支払いします。
(3)計算方法	・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で、6ヶ月毎の複利計算
税 金	・お利息には20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。（但し、マル優利用の場合は除きます。） ※2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
手 数 料	・定期預金のお預け入れには不要です。
付加できる特約事項	・ございません。
中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、定期預金の中途解約利率一覧表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともにお支払いします。
金利情報の 入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボード、当金庫ホームページ内「金利一覧」または窓口へご照会ください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または「ご意見・ご要望受付窓口」（9時～17時、電話：0120-964-522）にお申し出ください。 紛争解決措置 富山県弁護士会、金沢弁護士会、福井弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記「ご意見・ご要望受付窓口」（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、各弁護士会に直接お申し立ていただくことも可能です。 富山県弁護士会紛争解決センター（電話：076-421-4811） 金沢弁護士会紛争解決センター（電話：076-221-0242） 福井弁護士会紛争解決センター（電話：0766-23-5255） 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-2249） 尚、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地区の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、前記弁護士会、当金庫「ご意見・ご要望窓口」もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他参考 となる事項	・定期性総合口座への担保（組み入れ）の取り扱いはできません。 ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の対象となります。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）